

しまね青少年プラン(スサノオプラン)

第4次改定版

(R4～R8)

しまね青少年プランは、県の青少年施策を総合的、体系的に推進していくための計画です。
青少年の対象は「乳幼児期から40歳未満まで」としています。
第4次計画で取り組む期間は、令和4年度から8年度までの5か年です。

しまね青少年プランのポイント

- 島根の豊かな地域資源を活かした多様な活動機会の提供や社会参画活動を支援します。
- 不登校やひきこもり、貧困など困難を抱える青少年やその家族への支援を推進します。
- 県民総ぐるみによる家庭・学校・地域などへの支援体制とインターネットの適切な利用啓発等を推進します。

めざす青少年の姿

主体性・自律性
のある青少年

人間性・協調性
のある青少年

社会性・創造性
のある青少年



しまね青少年プラン
第4次改定版

みんなで育む!しまねの青少年

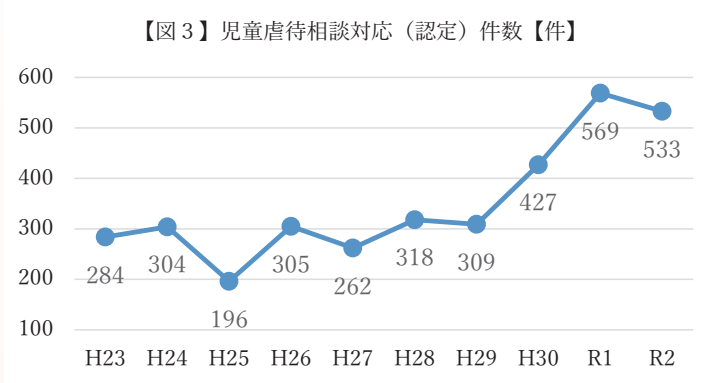
家庭・学校・地域が一体となり、県民総ぐるみで将来の地域社会を担う青少年を支援するために、「しまね青少年プラン(スサノオプラン)」を改定しました。

ポイント

- ※ 青少年が関わる5つの「場」(①家庭 ②学校 ③地域 ④情報通信環境 ⑤就業)ごとに青少年を取り巻く現状と課題を整理しました。
- ※ 県内の青少年を取り巻く課題に関わるデータをグラフ化しました。

例 第2章 2青少年が過ごす「場」ごとの状況

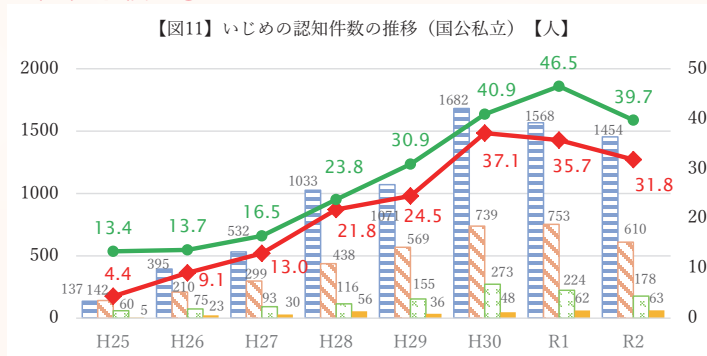
(1) 家庭 ①児童虐待・社会的養育



●児童虐待の通告件数が年々増えており、子どもの命や人権を守る意識が高まっています。

島根県「児童相談の状況について」(R3.7)

(2) 学校 ②いじめについて



●島根県では、各学校において未然防止の取組を行うとともに、早期発見・早期対応をめざし、特に「いじめの積極的な認知」について意識して取り組んでいます。

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(経年)

■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校
■ 特支学校 ■ 県1000人あたり ■ 全国1000人あたり

I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援

1 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成【自己形成】

① 心身の健全な成長の促進

- ・専門家の派遣や運動プログラムの普及によって子どもたちの体力づくりを推進します。
- ・生命の尊さや将来について考える機会を提供し、妊娠・出産・育児や性に関する教育を推進します。

② コミュニケーション能力や人権感覚の育成

- ・ふるまい定着のために「ふるまい推進員」の派遣等の支援体制を整備します。
- ・多様な学習機会の提供や地域の実態に応じた認識や方法による人権教育を推進します。

③ 多様な活動機会の提供

- ・ボランティア活動や自然体験等の体験活動を通じ、子どもたちの豊かな心を育成します。

④ 確かな学力の育成

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点をもった授業づくりの推進及び各種調査の活用により授業の質の充実をめざします。

2 社会に羽ばたくための力の育成【社会参画】

① 地域社会への参画と人材育成

- ・地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育と関連付けた取組を推進します。

② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成

- ・計画的なキャリア教育の推進及び発達段階に応じた職業体験の充実を図ります。

③ 職業的自立に向けた就労支援

- ・高校と地域・県内企業との連携による高校生等に対する就労を支援します。

Ⅱ 困難を抱える青少年とその家族への支援

3 青少年の状況に応じた個別の支援【自立支援】

- ① **不登校・中途退学対応の充実**
 - ・相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置によって、組織的な支援体制を整備します。
- ② **ニート・ひきこもり支援の充実**
 - ・県ひきこもり支援センターを中心に当事者やその家族への支援の充実を図ります。
- ③ **非行防止対策と立ち直り支援の充実**
 - ・学校における非行・薬物乱用防止教室等によって、子どもの規範意識の向上を図ります。
- ④ **障がい等のある青少年支援の充実**
 - ・地域の教育、医療、福祉などの関係機関が連携し、早期からの相談支援体制を整備します。
- ⑤ **子どもの貧困対策の推進**
 - ・安全で安心な子どもの居場所の確保や学習・体験機会の提供などの支援体制を整備します。
- ⑥ **ネットワークによる総合的支援の推進**
 - ・地域での相談窓口や居場所、社会・就労体験等の支援体制を強化します。

4 青少年の被害防止と保護活動の推進【保護】

- ① **いじめ防止等の対策・暴力行為対策の推進**
 - ・魅力ある学校づくりの推進によるいじめの未然防止やいじめの早期発見、適切な対応などのいじめの問題への取組の充実及び関係機関との連携を図ります。
- ② **犯罪被害防止と保護活動の推進**
 - ・犯罪被害防止教室や情報モラル教室等によって、犯罪被害防止教育の充実を図ります。
- ③ **児童虐待防止と社会的養育の推進**
 - ・児童虐待防止の広報周知、職員の資質向上により虐待防止への取組の充実及び虐待を受けた子どもの保護の充実を図ります。

Ⅲ 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり

5 家庭・学校・地域の連携の推進【連携】

- ① **子育て支援体制の整備**
 - ・安心して子育てできるように切れ目ない保育・教育等の子育てに関する多様な支援の充実を図ります。
 - ・誰もが仕事と子育て等を両立できる環境整備を促進します。
- ② **家庭の教育力向上のための支援**
 - ・「親学プログラム」を活用して、子どもを支える大人の学習機会の充実を図ります。
 - ・毎月第3日曜日「しまね家庭の日」運動を通して、家族の大切さについて啓発します。
- ③ **地域と連携した学校づくりの推進**
 - ・地域人材の活用や交流・体験活動の充実を通して、地域に根ざした教育を推進します。
- ④ **地域全体で青少年を育む意識の醸成**
 - ・青少年健全育成県民運動を推進する「青少年育成島根県民会議」の取組を支援します。
- ⑤ **地域の人材活用と活動支援の充実**
 - ・青少年が主体的に活動できる場の提供、自主性・社会性を培う活動を支援します。

6 社会環境健全化の推進【環境整備】

- ① **安全安心な地域づくりの推進**
 - ・広報活動や適時の情報提供により、地域住民と連携した未然防止対策を推進します。
- ② **有害環境の浄化対策の推進**
 - ・法令の広報啓発や街頭活動によって、有害環境浄化への地域住民の意識を醸成します。
- ③ **インターネット等をめぐる問題対策の推進**
 - ・インターネットの適切な利用に関する教育やフィルタリングの利用促進を図ります。

青少年育成支援の施策体系

青少年を育む 三つの柱 (基本理念)

基本施策

施策

I

すべての青少年
の健やかな成長
に向けた支援

1

健康な心と体を持
つたくましい青少
年の育成
【自己形成】

- ①心身の健全な成長の促進
- ②コミュニケーション能力や人権感覚の育成
- ③多様な活動機会の提供
- ④確かな学力の育成

2

社会に羽ばたく
ための力の育成
【社会参画】

- ①地域社会への参画と人材育成
- ②社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成
- ③職業的自立に向けた就労支援

II

困難を抱える青
少年とその家族
への支援

3

青少年の状況に
応じた個別の支
援【自立支援】

- ①不登校・中途退学対応の充実
- ②ニート・ひきこもり支援の充実
- ③非行防止対策と立ち直り支援の充実
- ④障がい等のある青少年支援の充実
- ⑤子どもの貧困対策の推進
- ⑥ネットワークによる総合的支援の推進

4

青少年の被害防
止と保護活動の
推進【保護】

- ①いじめ防止等の対策・暴力行為対策の推進
- ②犯罪被害防止と保護活動の推進
- ③児童虐待防止と社会的養育の推進

III

青少年の成長を
社会全体で支え
る環境づくり

5

家庭・学校・地
域の連携の推進
【連携】

- ①子育て支援体制の整備
- ②家庭の教育力向上のための支援
- ③地域と連携した学校づくりの推進
- ④地域全体で青少年を育む意識の醸成
- ⑤地域の人材活用と活動支援の充実

6

社会環境健全化
の推進
【環境整備】

- ①安全安心な地域づくりの推進
- ②有害環境の浄化対策の推進
- ③インターネット等をめぐる問題対策の推進

しまニッコ!(スマイルで声かけあい) 県民運動展開中!



子どもから大人まですべての世代が笑顔で声をかけあうことで、地域全体で青少年を育む意識を醸成し、ふれあいの力を培い、絆を深め合うことをめざしています。

青少年育成島根県民会議

検索

令和4年7月改定 11月概要版発行

島根県健康福祉部青少年家庭課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-6524 Fax 0852-22-6045

しまね青少年プラン

検索